

板橋区小規模保育事業運営費助成要綱

(令和4年6月30日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区内の小規模保育事業を行う事業者に対して、保育の充実のために職員確保に係る運営費の一部を助成することにより、事業所の安定的な運営及び定員の確保を行い、もって児童の健全な育成に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を板橋区で実施している事業所
- (2) 事業者 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を板橋区内で行う者
- (3) 認可定員 児童福祉法第34条の15第2項の規定により認可を受けた小規模保育事業の定員
- (4) 利用定員 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第43条第1項の規定により定められた利用定員
- (5) 定員未充足数 0歳児の認可定員(令和4年4月から7月の期間においては利用定員)と各月初日の0歳児在籍児童数との差
- (6) 公定価格 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号。)第1条第12号に規定する公定価格をいう

(対象事業者)

第3条 この要綱に定める助成金の対象となる者は、各年度の4月から9月までの間に定員未充足数が1人以上の月がある事業所の事業者であって、次の各号の条件を全て満たすものとする。

- (1) 出生後57日以前の0歳児を受入れの対象としていること。
- (2) 年齢別利用定員を基礎に、保育士配置基準(公定価格の基本分単価に含まれる保育従事者)に基づき算出された保育従事者数を充足していること。
- (3) その他適正な運営を行っていること。

(助成金額)

第4条 助成の額は、各年度の4月から9月までの各月において定員未充足数に167,450円を乗じて算出した額の合算額とし、実績に基づき区の子算の範囲内で交付する。

(助成金請求)

第5条 助成金の支給を受けようとする事業者は、運営費助成金請求書(別記第1号様式)

に事業実績報告書（別記第2号様式）を添えて、別に定める期限までに区長に請求するものとする。

（助成金の交付）

第6条 区長は、前条の規定により請求を受けた場合、その内容を審査し、適当と認めるときは助成金を交付する。

（助成金の使途制限）

第7条 助成金の交付を受けた事業者は、この要綱に定める目的以外に助成金を使用してはならない。

（返還）

第8条 区長は、助成金の交付を受けた事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1）第7条の規定に違反して、この要綱の目的以外に使用したとき。
- （2）偽り、その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- （3）その他区長が不相当と認めるとき。

（関係書類の整備）

第9条 この要綱により助成金を受領した事業者は、その経理を明確にし、関係書類を整備し、5年間これを保存しなければならない。

（執行状況の報告）

第10条 区長は、この要綱により助成金を受領した事業所に対し、必要があると認めるときは、当該事業所の事業執行状況について調査し、報告を求めることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるものほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、第3条第2号の規定は、令和5年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行し、令和8年4月1日から適用する。